

伊 勢 市 公 報

第 311 号
平成 30 年 10 月 22 日
月 曜 日

目 次

	頁
条 例	
○ 伊勢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	2
○ 伊勢市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	5
規 則	
○ 伊勢市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則	9
○ 伊勢市指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則	13
○ 伊勢市指定特定相談支援事業者の指定等及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則	17
○ 伊勢市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則	21
上下水道事業管理規程	
○ 伊勢市上水道給水条例施行規程の一部を改正する規程	23
告 示	
○ 道路の区域変更について	25
選挙管理委員会告示	
○ 三重海区漁業調整委員会委員選挙人名簿関係 ・ 三重海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧日時及び場所について	26
農業委員会告示	
○ 農業委員会総会の招集について	27
上下水道事業告示	
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の事業の廃止について	28
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について	29
公 告	
○ 農用地利用集積計画について	30
○ 公売公告兼見積価額公告	31
○ 伊勢市農業振興地域整備計画の変更について	38
○ 犬の抑留について	39
公 表	
○ 平成 29 年度定期監査等結果に対する措置状況について	40

伊勢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 10 月 12 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 39 号

伊勢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(伊勢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 伊勢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年伊勢市条例第 29 号)の一部を次のように改正する。

第 10 条第 3 項第 5 号中「卒業した者」の次に「(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を加える。

(伊勢市廃棄物投棄場条例の一部改正)

第 2 条 伊勢市廃棄物投棄場条例(平成 17 年伊勢市条例第 130 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 6 号中「短期大学」の次に「(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。次号において同じ。)」を加え、「土木工学。次号」を「土木工学。同号」に改め、「卒業した」の次に「(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)」を加え、同条第 7 号中「卒業した」の次に「(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)」を加える。

(伊勢市上水道給水条例の一部改正)

第 3 条 伊勢市上水道給水条例(平成 17 年伊勢市条例第 170 号)の一部を次のように改正する。

第 43 条の 3 第 3 号中「短期大学」の次に「(同法による専門職大学の前期課程を含む。)」を、「卒業した後」の次に「(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)」を加える。

第 43 条の 4 第 2 号中「卒業した後」の次に「(学校教育法による専門

職大学の前期課程にあつては、修了した後)」を、「同条第 3 号に規定する学校を卒業した者」の次に「(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)」を加える。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 10 月 12 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第40号

伊勢市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

伊勢市病院事業の設置等に関する条例（平成17年伊勢市条例第122号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第3号を次のように改める。

(3) 脳神経内科

第3条第2項第14号を次のように改める。

(14) 婦人科

第3条第4項を削る。

第10条第3項中「、伊勢地区歯科医師会若しくは三重県産婦人科医会」を「若しくは伊勢地区歯科医師会」に改める。

第12条第1号中「、伊勢地区歯科医師会又は三重県産婦人科医会」を「又は伊勢地区歯科医師会」に改める。

別表使用料の部特別室を使用する者の項を次のように改める。

特別病室を使用する者	特別室	伊勢市内に居住する者 1日につき 12,000円 伊勢市内に居住する者 以外の者 1日につき 15,000円	
	個室A	伊勢市内に居住する者 1日につき 8,000円 伊勢市内に居住する者 以外の者 1日につき 10,000円	
	個室B	伊勢市内に居住する者	

		1日につき 6,400円 伊勢市内に居住する者 以外の者 1日につき 8,000円	
	個室C	伊勢市内に居住する者 1日につき 4,800円 伊勢市内に居住する者 以外の者 1日につき 6,000円	
	個室（ホスピス病棟）	伊勢市内に居住する者 1日につき 3,200円 伊勢市内に居住する者 以外の者 1日につき 4,000円	

別表使用料の部他の保険医療機関等からの紹介なしに受診する者の項中「1,000円」を「3,000円」に改め、同表手数料の部診断書、証明書その他の文書（診療に係るものに限る。）の交付を受ける者の項中「、伊勢地区歯科医師会又は三重県産婦人科医会」を「又は伊勢地区歯科医師会」に改め、同部健康診断、検診又は検査を受ける者の項中「、伊勢地区歯科医師会若しくは三重県産婦人科医会」を「若しくは伊勢地区歯科医師会」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年12月27日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第10条第3項、第12条第1号及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に行われた診療その他の行為に係る診療報酬、使用料及び手数料について適用し、同日前に行われた診療その他の行為に係る診療報酬、使用料及び手数料については、なお従前の例による。

伊勢市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 30 年 10 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第41号

伊勢市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防
サービス事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則

伊勢市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サ
ービス事業者の指定等に関する規則（平成18年伊勢市規則第15号）の一部を
次のように改正する。

様式第2号を次のように改める。

変更届出書

年 月 日

（宛先）伊勢市長

事業者 住所
 (所在地)
 氏名
 (名称及び代表者氏名)



次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

介護保険事業所番号									
-----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

指定内容を変更した事業所(施設)		名称
		所在地
サービスの種類		<input type="checkbox"/> 介護予防事業を含む。
変更があった事項		変更の内容
1	事業所・施設の名称	(変更前)
2	事業所・施設の所在地	
3	申請者の名称	
4	主たる事務所の所在地	
5	代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	
6	登録事項証明書又は条例等(当該事業に関するものに限る。)	
7	事業所・施設の建物の概要構造、専用区画等の平面図及び設備	
8	事業所・施設の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴	(変更後)
9	運営規程	
10	協力医療機関(病院)・協力歯科医療機関	
11	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との連携・支援体制	
12	本体施設、本体施設との移動経路等	
13	併設施設の状況等	
14	介護支援専門員の氏名及びその登録番号	
15	その他	
変更年月日		年 月 日

備考

- 1 該当項目番号に○を付してください。
- 2 変更内容が分かる書類を添付してください。
- 3 サービスの種類について、介護予防事業も一体的に変更する場合は、□にレ点を付けてください。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の伊勢市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する規則に定める様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

伊勢市指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者の指定等に
関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 30 年 10 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第42号

伊勢市指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則

伊勢市指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者の指定等に関する規則（平成18年伊勢市規則第16号）の一部を次のように改正する。

第4条第8号を削り、同条第9号を同条第8号とする。

様式第2号を次のように改める。

変 更 届 出 書

年 月 日

（宛先）伊勢市長

住所
（所在地）
事業者 氏名
（名称及び代表者氏名）



次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

		介護保険事業所番号											
指定内容を変更した事業所		名称											
		所在地											
事業の種類													
変更があった事項		変更の内容											
1	事業所の名称	(変更前)											
2	事業所の所在地												
3	申請者の名称												
4	主たる事務所の所在地												
5	代表者の氏名、生年月日、住所及び職名												
6	登記事項証明書又は条例等（当該事業に関するものに限る。）	(変更後)											
7	事業所の平面図												
8	事業所の管理者の氏名、生年月日、住所、経歴及び主任介護支援専門員研修修了証明書												
9	運営規程												
10	介護支援専門員の氏名及びその登録番号												
11	その他												
変更年月日		年 月 日											
届出書作成担当者の氏名及び電話番号													

備考

- 1 該当項目番号に○を付してください。
- 2 変更内容が分かる書類を添付してください。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の伊勢市指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者の指定等に関する規則に定める様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

伊勢市指定特定相談支援事業者の指定等及び指定障害児相談支援事業者
の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 30 年 10 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第43号

伊勢市指定特定相談支援事業者の指定等及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則

伊勢市指定特定相談支援事業者の指定等及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則（平成24年伊勢市規則第25号）の一部を次のように改正する。

様式第2号を次のように改める。

変更届出書

年 月 日

(宛先)伊勢市長

住所
事業 者(所在地)

氏名 ⑩
(名称及び代表者氏名)

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

指定内容を変更した事業所		事業所番号							
		名	称	所	在	地			
変更があった事項		変更の内容							
		(変更前)				(変更後)			
1	事業所(施設)の名称								
2	事業所(施設)の所在地(設置の場所)								
3	申請者(設置者)の名称								
4	主たる事務所の所在地								
5	代表者の氏名及び住所								
6	登記事項証明書又は条例等(当該指定に係る事業に関するものに限る。)								
7	事業所の平面図及び設備の概要								
8	事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴								
9	相談支援専門員の氏名、生年月日、住所及び経歴								
10	運営規程								
変更年月日		年 月 日							

備考

- 1 該当項目番号に○を付してください。
- 2 変更内容がわかる書類を添付してください。
- 3 変更の日から10日以内に届け出てください。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の伊勢市指定特定相談支援事業者の指定等及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則に定める様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

伊勢市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 30 年 10 月 11 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第44号

伊勢市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則

伊勢市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する規則（平成18年伊勢市規則第15号）の一部を次のように改正する。

様式第1号備考9中「、「当該申請に係る地域密着型介護予防サービス費の請求に関する事項」」及び「、「役員の氏名、生年月日及び住所」」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の伊勢市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する規則に定める様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

伊勢市上水道給水条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定め

る。

平成30年10月12日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市上下水道事業管理規程第4号

伊勢市上水道給水条例施行規程の一部を改正する規程

伊勢市上水道給水条例施行規程（平成17年伊勢市上下水道事業管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

第35条の2第1号中「による」を「に基づく」に改める。

第35条の3第1号中「卒業した」の次に「(当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）」を加え、「同条第3号に規定する学校の卒業者」の次に「(専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）」を加える。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

伊勢市告示 122 号

道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 30 年 10 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市 道	一之木宮川 橋線	宮町 2 丁目 675 番地先から 県道 伊勢小俣松阪線まで	旧 新	4.2～12.3	1757.2
			新	4.8～45.0	3275.7

伊勢市選挙管理委員会告示第 47 号

平成 30 年 9 月 1 日現在で調製した三重海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧

日時及び場所を、下記のとおり定めます。

平成 30 年 10 月 3 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 竜田 節夫

記

- 1 縦覧日時 平成 30 年 10 月 20 日（土）から 11 月 3 日（土）までの間、
毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
- 2 縦覧場所 伊勢市御菌町長屋 1221 番地
伊勢市役所御菌総合支所 2 階
伊勢市選挙管理委員会室

伊勢市農業委員会告示第 11 号

伊勢市農業委員会第 154 回総会を次のとおり招集します。

平成 30 年 10 月 9 日

伊勢市農業委員会

会長 早川 繁一

- 1 招集の日時 平成 30 年 10 月 12 日（金）午後 1 時 30 分
- 2 招集の場所 伊勢市役所 御園総合支所 2 - 4 会議室
- 3 付議すべき事項
 - 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
 - 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
 - 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
 - 議案第 4 号 非農地証明願について
 - 議案第 5 号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案)

伊勢市上下水道事業告示第 21 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年伊勢市上下水道事業管理規程第 17 号)第 7 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者から給水装置工事事業者の事業の廃止の届出があったので、次のとおり告示します。

平成 30 年 10 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事業者名	所在地	廃止年月日
20	御菌管工設備	伊勢市御菌町高向 49 番地 2	平成 30 年 9 月 13 日

伊勢市上下水道事業告示第 22 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 5 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

平成 30 年 10 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事業者名	所 在 地	指定年月日
373	大海水道	松阪市平尾町 319 番地 1	平成 30 年 9 月 25 日

伊勢市公告第 82 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 30 年 10 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 83 号

公売公告兼見積価額公告

下記により差押財産を公売するので、国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 95 条及び第 99 条の規定により公告します。

なお、この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書（伊勢市総務部収納推進課に用意してあります。）によりその内容を申し出てください。

平成 30 年 10 月 3 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

公 売 財 産	別紙「公売財産概要書」のとおり	
公 売 方 法	期間入札	
公売の 日 時	公売参加 申込期間	平成 30 年 11 月 8 日（木）13 時 00 分から 平成 30 年 11 月 21 日（水）23 時 00 分まで
	入札期間	平成 30 年 11 月 29 日（木）13 時 00 分から 平成 30 年 12 月 6 日（木）13 時 00 分まで
公 売 の 場 所	ヤフー株式会社が提供する公売に関するインターネットオークションシステム上	
売却決定期日	平成 30 年 12 月 13 日（木）13 時 00 分	
売却決定の場所	伊勢市総務部収納推進課	
買 受 代 金 の 納 付 の 期 限	平成 30 年 12 月 13 日（木）14 時 30 分まで	
買 受 人 の 資 格 そ の 他 の 要 件	国税徴収法第 92 条及び第 108 条に該当する者を除きます。	
見 積 価 額	4,500,000 円	
公 売 保 証 金	450,000 円	
そ の 他	「伊勢市インターネット公売ガイドライン」を参照のこと。	
(注) 次順位買受申込者制度が適用され、次順位買受申込者に売却決定をする場合には、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が異なることがあります。		

公 売 財 産 概 要 書

売却 区分 番号	S30-2
公 売 財 産 の 表 示	(土地の表示) 1 所 在 伊勢市村松町字明野 地 番 1393 番 45 地 目 畑 地 積 628 m ²
見積 価額	4,500,000 円
公売 保証金	450,000 円
公 売 条 件 等	<ol style="list-style-type: none"> 1 地目・地積は登記簿による。 2 境界については、隣接土地所有者と協議すること。 3 公売財産は、国道 23 号の南側背後で太陽光発電施設、資材置場、及び事業所兼住宅等が見られる地域に所在し、東方に陸上自衛隊航空学校が立地している。 4 公売財産は平成 30 年 7 月 24 日現在、雑草が繁茂する平坦地勢の雑種地である。 5 公売財産は北西側で市道（幅員約 4 m・舗装）に接面する。 6 公売財産に、地下水採取用の井戸（直径約 0.2m）が 1 基設置されており、約 0.7m 四方の簡易な工作物で覆われている（北西側市道から約 16m、北東側隣地から約 6 m の位置）。 7 都市計画法において非線引都市計画区域（用途地域の指定なし）及び特定用途制限地域（幹線道路沿道流通・業務地区）に指定されている。 伊勢市景観条例において伊勢市景観計画区域（一般地区）に指定されている。 建築基準法において第 22 条第 1 項の規定による区域となっている。 文化財保護法における周知の埋蔵文化財包蔵地の指定なし。 指定建蔽率は 60%、指定容積率 200% である。 8 公売財産の公簿地目は畑であるが、過去に農地法第 5 条の転用許可を受けていて、非農地認定がなされており、買受適格証明書は不要であり、売買・利用に際し農地法の許可等も不要である。 9 公売財産は、公簿地積に対して相違（縄のび）が思料されるが、正確な測量をしておらず、隣接地との境界も不明確な箇所がみられるため、やや判然としない。 10 上水道の引込みは可能である。 11 消費税及び地方消費税については非課税財産である。

売却区分番号

S30-2

所在図



売却区分番号

S30-2

所在図



売却区分番号

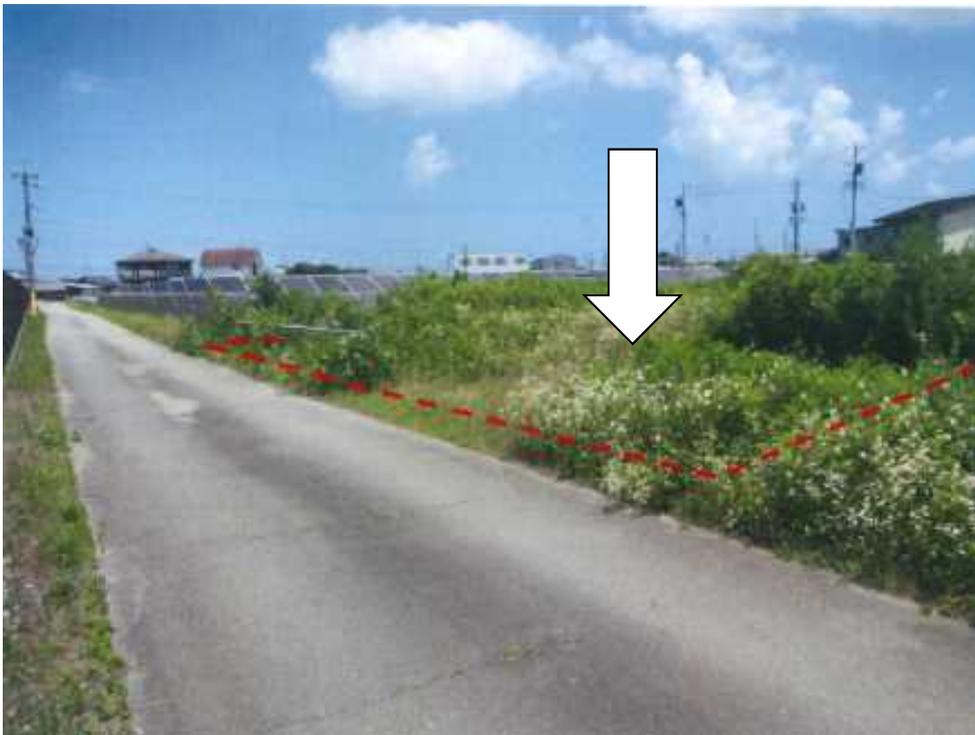
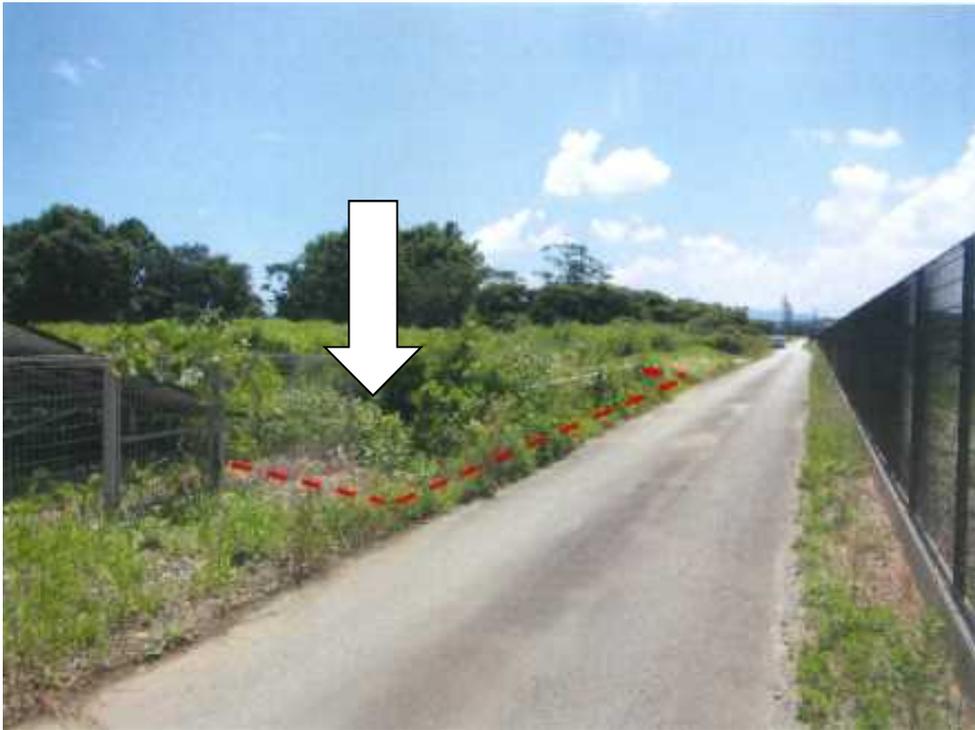
S30-2

土地参考図(公図)



売却区分番号

S 30-2



売却区分番号

S 30-2



井戸（地下水採取用）



伊勢市公告第 84 号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 1 項の規定により、伊勢市農業振興地域整備計画を次のとおり変更しましたので公告します。

なお、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 4 項において準用する同法第 11 条第 2 項の規定による意見書の提出及び同条第 3 項の規定による異議の申出はありませんでした。

平成 30 年 10 月 5 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第85号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健所長からありましたので、同条第8項の規定により公告します。

平成30年10月10日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	西豊浜町	雑種	白茶	雄	中	91日 以上	黒色布製、 肉球柄の 首輪

2 抑留した日 平成30年10月9日

3 抑留期限 平成30年10月16日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

伊勢保健所 衛生指導課（電話 0596-27-5151）

伊勢市監査委員公表第8号

平成29年度定期監査等結果（後期）（意見）に対する措置状況を、地方自治法第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成30年10月10日

伊勢市監査委員 畑 芳嗣
伊勢市監査委員 中井 豊
伊勢市監査委員 野口 佳子

定期監査等結果（後期）に対する措置状況

【情報戦略局】

所管課等	監査結果（後期）（意見）	措 置 状 況
企画調整課	（１）定住自立圏構想事業の中には当市が全額負担しているものが見受けられる。業務の実態を把握し、圏域内市町に費用分担を求めるとも検討いただきたい。	「実施中」 伊勢市が全額負担している取組について、連携市町と負担金に係る協議等を行うよう、当該取組を担当する課と調整しています。

【環境生活部】

所管課等	監査結果（後期）（意見）	措 置 状 況
市民交流課	（１）出会い・結婚支援事業の「いせ出会い支援センター」の賃借料は当市のみが負担しているが、参加者の実態に合わせて、定住自立圏構想圏域内の市町に費用分担を求めることも検討いただきたい。 （２）元気なまちづくり協働事業補助金において、資金使途が不明瞭なものが見受けられた。交付目的に沿っているか検証を行っていただきたい。	「検討中」 定住自立圏域内市町にどのような負担を求められるかについて検討を行うとともに、伊勢志摩定住自立圏推進協議会総務・企画部会において「いせ出会い支援センターの運営費」について協議を依頼しました。 「措置済み」 検証の結果、資金使途が特定でき、交付目的に沿った使途であることが確認できたため、証拠書類の追加提出を求めました。 今後も交付目的に沿った資金使途が確保され、交付事務において確認ができるよう、証拠書類の提出の徹底について、自治会に依頼しました。

【健康福祉部】

所管課等	監査結果（後期）（意見）	措 置 状 況
こども課	（１）保育所での給食の取扱いについては、食物アレルギー児の対応や異物混入防止対策など日々取り組みを行っていただいているところであるが、乳幼児への安全安心な給食提供に今後もより	「実施中」 調理士を対象とした、外部講師による「保育給食におけるアレルギー対応研修」また、こども課栄養士による「給食担当者研修会」を実施しました。保育士についても、外部研修において食物アレ

	<p>一層慎重に取り組んでいただきたい。</p>	<p>ルギー対応の研修を受講しています。また、給食業務の事故防止・異物混入防止対策として、ヒヤリ・ハットについて事例検討会の実施とヒヤリ・ハット報告書を作成し、情報共有を行なう仕組みを作りました。</p> <p>今後も安全安心な給食提供に向けて、取り組んでまいります。</p>
--	--------------------------	--

【教育委員会事務局】

所管課等	監査結果（後期）（意見）	措置状況
教育総務課	<p>（１）トイレ設備について、家庭での洋式化が進んでいる。学校においても同様に設備の改修に努力願いたい。</p> <p>（２）学校備品について、定価での購入に疑問を感じる事例が見受けられた。備品規格の選定の妥当性と価格について検証をいただきたい。</p>	<p>「実施中」</p> <p>児童・生徒数に対する洋式トイレの割合が低い学校を中心に、順次整備していきます。</p> <p>「措置済み」</p> <p>特別支援用備品など、特殊な用途でやむを得ず定価購入となる場合もあるが、可能な限り複数業者から見積りを徴取し、適正な規格、価格での購入を図ります。</p>
学校教育課	<p>（１）非核・平和推進事業の参加費について、生徒も市の旅費規程によっているが、教育目的の事業であり、旅費規程適用の是非について検討いただきたい。</p> <p>（２）スクールカウンセラーについて、各校から派遣回数増加の要請がある。人材確保に努力され、各校の児童・生徒のケアの充実が図られるようにしていただきたい。</p>	<p>「措置済み」</p> <p>関係各課と協議しましたが、「伊勢市職員等の旅費に関する条例」第３条第５項及び第８条の２の規定に基づく支出であり、適正であると考えます。</p> <p>「検討中」</p> <p>児童・生徒のケアの充実を図るために、スクールカウンセラーの派遣回数増加の要望に応えられるよう県教育委員会とも連携をとりながら、努力したいと思っております。</p>
スポーツ課	<p>（１）中学校体育連盟の体育大会への選手派遣旅費負担金の領収書が校長名のものしかない。負担金使途の検証は必要であり、使途</p>	<p>「検討中」</p> <p>各校クラブの選手派遣経費については、予め把握が可能な旅費や宿泊費のほか、現地での移動経費や飲食費等、当日</p>

	<p>の内容確認ができるようにしていただきたい。</p> <p>(2) 統合後の学校跡運動施設の開放について、位置づけを明確にし、使用料も条例で規定するよう検討いただきたい。</p>	<p>必要となる経費を同行教職員が管理して現地で支払うもの等で構成されており、その算出は市の旅費規程により運用するようにしています。今後、伊勢市中学校体育連盟と協議しながら、効率的に確認作業ができるよう検討していきたいと考えています。</p> <p>「実施中」</p> <p>学校跡運動施設の開放については、現在、要綱を定め、それに基づき使用しているところですが、施設類型別計画で方向性が示された際には、条例を整理し適切な使用をしていきたいと考えています。</p>
文化振興課	<p>(1) 指定民俗文化財等保存継承事業補助金について、補助金使途の的確な確認をするためには添付資料が不十分な例が見受けられた。実績報告書のあり方を検討いただきたい。</p>	<p>「措置済み」</p> <p>平成 30 年度より、関連写真、購入したものの内訳・単価・個数がわかる明細書、団体の構成員名簿等を必要に応じて実績報告書に添付するよう各団体へ通知いたしました。</p> <p>伊勢市予算の編成及び執行に関する規則、伊勢市補助金等交付規則を遵守し、必要資料の不備がないよう、予算執行の適正化を図ってまいります。</p>

工事監査

【床ノ木水源地更新工事】

所管課等	監査結果（後期）（意見）	措置状況
上水道課	<p>(1) 本工事は、原水で検出されたクリプトスポリジウム等の指標菌（大腸菌）に対処し、給水水質の適切な保持を図るよう既存浄水施設の改良と共に関係設備を更新するものである。</p> <p>また、本工事はこの既存浄水施</p>	<p>「措置済み」</p> <p>伊勢市上水道工事特記仕様書において、【本工事の目的】を追記し施工者に対し施工目的を明記しました。</p>

<p>設による給水を継続しながらこれを改修することから、既存施設の安定した運用を確保する施工が求められる。</p> <p>従って、特記仕様書にこれら事項を明示して、施工者における本工事施工目的へのより一層適切な対応を求めるよう図ること。</p> <p>(2) 本工事関係事項を規定する仕様書は、①「三重県公共工事共通仕様書(平成28年7月版)」を共通仕様書とし、②「伊勢市上水道工事特記仕様書」・③「特記仕様書(機械設備)」・④「特記仕様書(電気設備)」を特記仕様書として構成している。</p> <p>これら仕様書の内、②は主として土木・建築工事の特記事項を示すとともに、機械設備工事・電気設備工事にも共通する事項を含んでいる。</p> <p>そこで、②を「伊勢市上水道工事一般仕様書」とし、関係する技術分野毎の「特記仕様書」と合わせて工事の全体像を明示することが適切である。</p> <p>上水道施設は多様な分野の技術の総体で構成されていることを踏まえ、「共通仕様書」及び「一般仕様書」を“汎用的”仕様書とし、各技術分野毎の当該工事特定事項を「特記仕様書」に明示するよう整備すること。</p> <p>(3) 本工事使用機器等について、特記仕様書に特定の企業名及び製品名を提示している事例が</p>	<p>「措置済み」</p> <p>“汎用的”仕様書として「伊勢市上水道工事一般仕様書」を、当該工事特定事項を記載する「伊勢市上水道工事特記仕様書」をそれぞれ整備しました。</p> <p>「措置済み」</p> <p>「上水道工事材料規格表」から特定の企業名及び製品名の記載を削除し整備し</p>
---	--

	<p>ある。公共事業に求められる関係企業への平等な対応性を考慮して、特記仕様書には機器等の汎用的な名称あるいは本工事で求める性能を明示するよう改めること。</p> <p>(4) 工事関係事項について「承認」と「承諾」の手法が特記仕様書に併用して提示されているが、「請負工事契約約款」に準じて「承諾」の手法に統一すること。</p> <p>(5) 本工事で新設する浄水施設は、既存施設も含めて無人遠方管理するよう計画しており、その為の管理システム構成内容は特記仕様書に明示すると共に別途セキュリティ対策の実施も計画されている。</p> <p>そこで、これら事項を特記仕様書に明示して、本工事施工者における施工事項へのなお一層有効な対応を求めること。</p> <p>(6) 本工事使用資材の性能等を現場搬入前に確認する「工場検査等」並びに現場設置後の「試運転性能試験等」については適切に計画実施していることが確認されたが、これら必要事項を特記仕様書に明示すること。</p> <p>(7) 本工事で使用するケーブルについて、先の(2)②に記載の建築付帯設備工事では環境配慮型のEMケーブルと規定しているが、同④の電気設備工事では在来</p>	<p>ました。</p> <p>「措置済み」 「請負工事契約約款」に準じて「伊勢市上水道工事一般仕様書」及び「伊勢市上水道工事特記仕様書」について「承諾」という標記に統一しました。</p> <p>「措置済み」 「伊勢市上水道特記仕様書」に記載欄を設けこれらの事項が記載できるよう整備しました。</p> <p>「措置済み」 「伊勢市上水道特記仕様書」に記載欄を設けこれらの事項が記載できるよう整備しました。</p> <p>「検討中」 「電気設備特記仕様書」においてEMケーブルと規定し統一を図りました。「環境配慮型官庁施設（グリーン庁舎）計画指針」については検討中です。</p>
--	--	---

	<p>型のCVケーブルと規定している。同一工事における使用資材性能等の統一性並びに「環境配慮型官庁施設(グリーン庁舎)計画指針」に準じた使用資材仕様とするよう特記仕様書を整備すること。</p> <p>(8) 施設を構成する設備機器については、その適切な運用を図る付属品並びに運用時間の経過に伴って交換する予備品を備える必要があるので、本工事において使用するこれらについて特記仕様書に明記して適切に措置すること。</p>	<p>「検討中」 適正な付属品及び予備品の量について検討しています。</p>
--	---	--